

# YELL・Spirits 2016年3月 エール・スピリッツ



発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email : [info@sr-yell.com](mailto:info@sr-yell.com) URL : <http://www.sr-yell.com>

Facebook : <https://www.facebook.com/yell1354>

## Contents

- 代表より
- ISO27001を取得しました
- “横浜マラソン”を応援！
- 企業活動における情報セキュリティ
- 健康経営
- 健康保険料が変わります
- お願い
- 適性診断キャンペーン終了
- スタッフコラム

鎌倉です。今月は社労士仲間と韓国に行く予定です。

ソウルグローバルセンター、韓国の職安、税務署、電子政府視察や日本より先に進んでいる韓国のマイナンバーのその後について韓国の税理士との懇談会を予定しています。皆様にも見てきたことをお伝えできたらと思います。ちょうどソウルにいらっしゃるお客様とも 久々にお会いできるので こちらもとても楽しみです！

さて、1月からスタートしたマイナンバー制度ですが、先日、政府は4月から企業版マイナンバー(法人番号)を活用し、2017年度末までに全ての未加入企業を特定することを発表しました。政府によれば、社会保険未加入とされる企業は約79万社あり、本来は厚生年金であるところを国民年金に加入している会社員は厚労省の推計で200万人とされています。かつては業績悪化など企業の事情に応じて、旧社会保険事務所の頃は、一時脱退について個別の対応もとられていた時代もありましたが、今はそのようなことは認められていません。従業員のための厚生年金や健康保険への加入手続きを企業が怠らないように、厚生労働省は抜本的な対策をうつとして、企業版マイナンバーを使った加入逃れの防止対策を、4月から始めるとしています。具体的には、所得税を納める義務が課されている企業の法人番号を国税庁からもらい、保険料を支払う企業の法人番号と照らし合わせることで、未加入の企業が浮かび上がることとなります。法人番号を使えば、未加入企業の特定が今より格段に早くなることは間違いありません。少子高齢化が急速に進む日本において、社会保障制度の維持、あり方が問われ、また高齢者の生活保護者の急増も大きな問題となっており、社会保険未加入は許されない時代になったのです。

すぐに強制執行ということはないですが、未加入企業は、加入に応じなければ強制加入かつ2年遡及となるリスクがあります。また複数企業経営されている場合や、一部の人のみ加入している不完全な加入、請負の問題についてのご相談も増加しています。エールでは特別相談会を設けておりますので、いつでもご相談下さい。



エールは2月にISO/IEC27001の認証を取得いたしました。今後もエール一同、お客様の情報管理のさらなる改善に一層努めてまいります。

### “横浜マラソン”を応援します！【健康経営企画】

顧問先・お取引先の皆様、社長や社員さんが横浜マラソンを走ることがあれば、ぜひエールにお知らせください！皆と一緒にエールをおくり、横浜を盛り上げませんか？

3月13日(日)9:30 マリンタワー集合。

その後、みんなでマリンタワーを階段で！

335段制覇にチャレンジします！

詳細は  
秋山まで



知らないでは  
すまされない

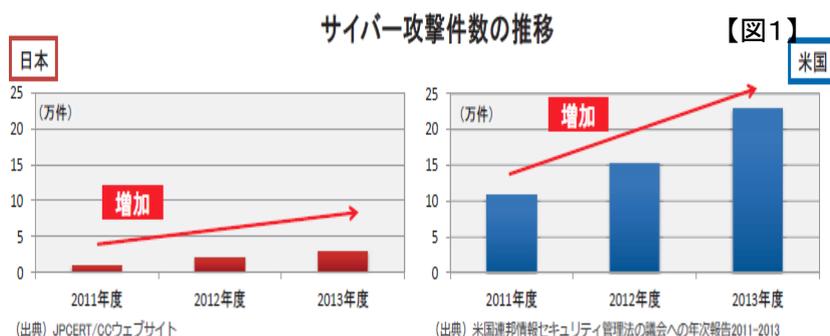


# 企業活動における情報セキュリティ

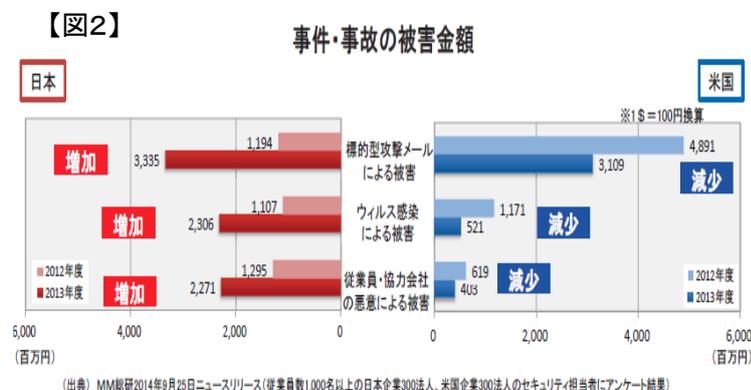
～エールはISO27001の認証を取得しました～

マイナンバー制度がスタートし、早くも2ヶ月が経過しましたが、対応は順調に進んでいらっしゃいますか？  
マイナンバー対応に限らず、現在の企業活動において、PCや携帯電話等の情報機器、メールや会計ソフトウェア等のシステムは必要不可欠になっており、同時に情報セキュリティに関する脅威も増大しています。

【図1】は日本へのサイバー攻撃の件数推移に関するデータです。  
米国のデータとは総数に差はありますが、いずれも右肩上がりで増加し続けています。



一方、【図2】は、サイバー攻撃による事件・事故の被害金額に関する統計資料ですが、全ての原因によるものについて、米国では減少傾向にあるのに対し、日本国内では増加しており、日本における被害が深刻化していることを表しています。



また、被害金額において「標的型攻撃メールによる被害」が最も多くなっており、「アタック」による被害が増えている事実も見受けられます。記憶に新しいところでは、日本年金機構からの情報流出がこれにあたる事例です。

## サイバーセキュリティ経営ガイドライン

マイナンバー制度施行に伴う関心の高まりもあり、企業活動と情報セキュリティ対策は切っても切れないものになっています。では、情報セキュリティにはどのように取り組んだら良いのでしょうか？ その手掛かりとして、昨年12月28日に経済産業省から「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」が公表されました。このガイドラインでは、「サイバーセキュリティは経営問題」として、ISO/IEC27001に準拠した「経営者が認識すべき3原則」、「経営の重要10項目」を掲げ、具体的な取り組みを推奨しています。会社としての対応を検討する際に、参考になります。

情報セキュリティ経営ガイドライン：<http://www.meti.go.jp/press/2015/12/20151228002/20151228002.html>

## ISO/IEC27001 認証取得のご報告

エールでは、2月に、ISO/IEC27001の認証を取得いたしました。  
ISO/IEC27001は情報システムマネジメントシステム(以下:ISMS)の要求事項を定めた規格です。ISMSとは、企業において情報セキュリティ確保のため、自らリスクマネジメントを行い、必要なセキュリティレベルを決め、プランに沿って資源配分、システムを運用することとされています。



マイナンバー制度開始に向け、エールでは半年以上かけて、ISMS構築に取り組んでまいりました。プライバシーマーク、全国社会保険労務士会連合会のSRP認証(個人情報保護認証)と合わせ、顧問先企業様からお預かりする情報資産を大切に取扱い、リスクに適切に対処しなければならないという責任感を全社員さらに強くもっております。また、自社で取り組むことでISO/IEC27001の認証取得に関し、理解し、ノウハウを持つことができましたので、これから顧問先企業様のお役に立てることもあろうかと思っております。今後ともお客様の情報の取り扱いのさらなる改善に努め、運用してまいります。

## 7つの情報漏えい対策ポイント

弊社がISO/IEC27001取得時に検討した事項から、7つの情報漏洩対策ポイントをご紹介します。どれもすぐ取り組んでいただけることばかりですので、御社でも社内ルールを検討してみてください。

1. **持出し禁止**: 漏洩につながるケースがもっとも多い要因です。不必要に持ち出さない、持ち出す場合には、それらの情報が紛失・盗難にあっても情報漏洩につながらないようにする対策が必要です。
2. **安易な放置禁止**: 大切な情報は施錠できるキャビネットへ格納する、起動中のPCにはパスワードロックのできるスクリーンセーバーを設定するなど、習慣として「ロック」の実施を心掛けましょう。
3. **安易な廃棄禁止**: 業務用PCや情報格納したデバイスからの漏洩がないよう、会社内で安全に廃棄するための手順等を確立、遵守するようにしましょう。
4. **不要な持ち込みや許可のない利用の禁止**: 私物の情報機器、許可されていないソフトウェア等を利用することにより、意図せず情報を持ち出してしまったり、ウイルスに感染する可能性もあります。
5. **個人に割り当てられた権限の貸借禁止**: IDやPWを共有、貸し借りすることは、なりすまし、不正アクセスなど、情報セキュリティ上、非常に大きな問題を引き起こす可能性があります。
6. **業務上知り得た情報の公言禁止**: 電車の中で資料をレビューするなどちょっとしたことから情報漏えいにつながるケースもあります。「壁に耳あり、障子に目あり」ということを忘れないようにしましょう。
7. **情報漏洩を起こしてしまったら、まず報告**: 何らかの誤りで漏洩を起こすことがあります。その場合、まず報告し速やかに事後対策を講じ、問題を最小限にとどめるよう努める体制づくりが必要です。

## ご参考

エールでは、社内での情報セキュリティ教育にIPA(独立行政法人情報処理推進機構)のwebサイトを活用しています。

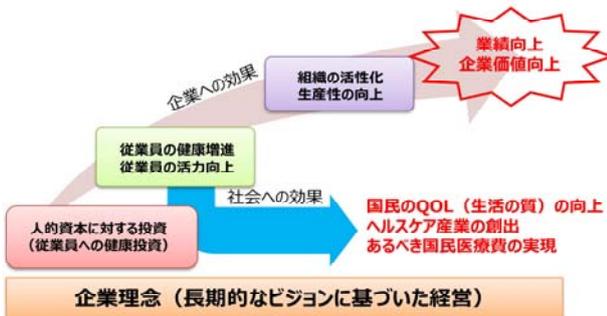
IPAは、国内唯一のセキュリティ関連情報届出受付機関で、最新の情報がリリースされています。一人一人の得点も出ますので、個人情報事務取扱担当者の教育などにも活用できます。



IPA web サイトより  
<https://www.ipa.go.jp/>

# 最近聞く「健康経営」って何？

最近よく「健康経営」という言葉を聞くようになりました。この考え方は公的保険がないアメリカで生まれたものですが、日本では労働力不足を見据えて、生産性向上が企業の重要な課題になってきたことや、うつ病の増加などによる企業損失、過重労働などが問題となり、また、国の医療費削減という側面からも企業経営上、従業員の健康配慮への必要性が高まっており、注目されています。



「健康経営」は、従業員が心身ともに健康になることで生産効率が上がリ、結果として企業の利益につながるという考え方で、企業が、従業員の健康増進に積極的、戦略的に取り組むことです。

健康経営の推進は、従業員の活力や生産性の向上等、組織の活性化をもたらし、結果的に業績や企業価値の向上につながることが期待されています。

**神奈川県も横浜市も「健康経営」に注目し、いろいろな施策をうちだしています！  
横浜の企業だからこそ、独自に取り組んでみませんか？**

横浜市は40歳以上の横浜市民の健康のために万歩計を無料で配布しています。歩くとポイントがたまり、地域商品券などに交換できるという画期的な施策です。

一時期は、応募が殺到して万歩計の製造が追いつかないということもありましたが、こうしたものをうまく活用しながら、楽しく従業員のみなさんの健康意識を高めるという方法はいかがでしょうか？ちなみにエールの代表社員も、この横浜市の配布している万歩計を持って歩いています。商店街など1000店の横浜企業がこの施策に協力しており、ポイントスポットとして横浜市に宣伝してもらえますので、企業経営上も「横浜市民の健康増進に協力する企業」と認識され、企業イメージにプラスになっています！



## 横浜市が中小企業健康づくりを応援！

「よこはま企業応援マガジン」配信 & 「よこはま企業健康推進員」募集

<http://cgi.city.yokohama.lg.jp/shimin/koho/mail-magazine/form.cgi>

従業員の健康管理・健康づくりの推進は、企業にとっては生産性の向上、企業イメージの向上等の効果が得られ、また従業員にとっては健やかな生活や生きがいにつながります。企業と従業員とがより良い関係であることが企業の価値を一層高めることはいまでもありません。貴社でも取り組んでみませんか？

エールの「横浜マラソン2016」【健康企画】お気軽にご参加ください。詳細は秋山まで

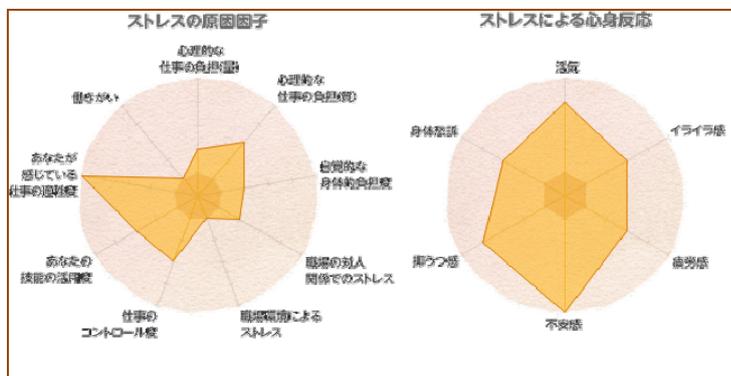


# ストレスチェックは何のため？

IT化が進み、仕事の処理スピードが速い現代では、「心の病」は世界共通の重大問題となっています。

労働安全衛生法の改正により、2015年12月～ 50人以上の事業所においてはストレスチェックの実施が義務化されました。でも、そもそもなぜ 国は「ストレスチェック」を義務化したのでしょうか？ 精神疾患者は健康保険の傷病手当金をみるとこの15年間で5倍になっています。労災認定でも、精神疾患は増加の一途をたどっています。「ストレスチェック」は、働く者への配慮だけでなく、心の病によって生じる社会的損失を防ぐために、本来であれば労働者自身が自分の健康を保持するのが義務であるのを、国があえて補完しようとするものともいえます。

従業員が自分自身の心の健康状態に関心を持つこと、上司や周囲の人が職場の仲間の心の健康状態に気付ける環境を整えることが重要になってきています。ストレスチェックは心の健康への関心を高め、未然に対処するための取組です。心の健康について気軽に話し合える職場にすることが第一歩です。下記は厚労省事業で運営されているサイトです。活用されてはいかがでしょうか。



「こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」  
5分でできる職場のストレスセルフチェック

<http://kokoro.mhlw.go.jp/tool/worker/>

## 平成28年度 保険料変更情報

### 健康保険料率は改定、介護保険料率は変更なし

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率は、毎年3月分（4月納付分）から見直しがあり、今年も各都道府県の料率が決定しました。今年は、健康保険料率が各都道府県によって、引上げ・引下げ・据え置きと対応が異なります。神奈川・東京は下がりますので、給与計算の際にはご注意ください。また、介護保険料率は今までと同様の1.58%に据え置きです。

都道府県	平成28年2月分まで		平成28年3月分以降	
	全額	被保険者負担分	全額	被保険者負担分
神奈川県	9.98%	4.990%	9.97%	4.985%
東京都	9.97%	4.985%	9.96%	4.980%

なお、平成28年4月分から健康保険の等級上限が3等級増え、(47等級)121万円→(50等級)139万円となります。

★健保組合加入の企業は各組合により異なりますのでご確認ください。

### 雇用保険料率の変更予定について

平成28年4月1日以降の雇用保険料率は、引き下げ予定となっています(国会に提出中)。施行が確定しましたら、ご案内いたします。

## メールからのお願い

### ◆退社・扶養異動のご連絡のお願い

春は人の動きが多くなる季節です。入社・退職がある場合はお早めにご連絡ください。(健康保険証は弊社が手続きから発行まで2週間ほどかかります。)また、健康保険の被扶養者が就職された場合なども「被扶養者異動届」の提出が必要です。保険証を回収し、弊社までご送付下さい。

### ◆昇給・降給等による賃金変更のご連絡のお願い

**給与の昇降給・賃金体系の変更(人事制度改定、時給→月給 など)・諸手当(通勤手当含む)変更・役員報酬変更**等がある場合は、必ずご連絡下さい。大幅な変更がある場合、標準報酬月額の見直し(月額変更届)が必要です。ご連絡がないと変更手続きが遅れ、変更時にさかのぼって標準報酬月額を訂正し、事業主様・従業員様双方に差額の保険料を負担していただくことになる場合がございますので、ご連絡漏れのないようお願い致します。

### ◆賃金台帳送付のお願い

労働保険の年度更新準備のため、3月支給分が確定しましたら、賃金台帳を弊社までお願い申し上げます。

## 適正診断キャンペーン終了のご案内

2月29日までの無料適正診断キャンペーンにたくさんのご応募をいただき、ありがとうございました。見方がわからないとき、活用方法がわからないときはお気軽にご連絡ください!!ぜひ、今後共ご活用ください。(1名 2160円となります。Hci-Asは1名 4320円(税込)です。)

## スタッフコラム



今月のコラムは、  
高橋が担当します

2月上旬に休暇をいただき、新婚旅行にハワイへ行かせていただきました。

初めてのハワイでは、名物グルメの“アサイーボウル”や“アヒ(まぐろ)ステーキ”を求めてスローランニングをしたり、ワイキキビーチを10kmジョギング、ダイヤモンドヘッド登山、郊外にトレッキングに出かけたり、…といつも休日に楽しんでいることをそのままハワイでも実行してきました!「旅ランニング」です。



運動をすると、小さな悩みや不安から解放されて頭の中がスッキリし、気持ちが晴れ晴れします。

実はこういった適度な運動が、脳内のセロトニンという物質を活性化させて、うつ病の予防に役立っているのだそうです! セロトニンは人間の精神面に大きな影響を与え、心身の安定や心の安らぎなどにも関与することから、『幸せホルモン』とも呼ばれています。

『幸せホルモン』を鍛えるには、適度な運動、太陽の光を浴びる、規則正しい生活(早寝早起き)をおくるなど  
当たり前のことが有効だと言われています。

しかし、現代では日頃から強く意識していないと、このごく当たり前の生活を送ることが難しい時代です。

これから花が咲き、明るくて気持ちのよい季節がやってきます。

みなさんも是非時間を作って、ウォーキングやピクニック等 季節の移り変わりを楽しみつつ身体を動かしてみたいはいかがですか?

